

180618 弁護士 川口智也、高橋寛、下里大介、岸朋弘

1 第1陣判決後初の原告本人尋問

平成30年6月13日、避難者訴訟第31回期日が実施されました。今回は、同年3月22日に出された第1陣判決後初の原告本人尋問でした。

前回期日では、原告団及び弁護団より、第1陣判決の不当性を述べる意見陳述を行いました。それを受けて、今回は、新しい裁判所に対し、原告ご本人の証言によって山木屋の被害を訴えるはじめての機会となりました。

2 第31回尋問の流れと尋問の内容

今回は、原告3名の尋問がそれぞれ行われました。

第31回期日で尋問を受けた3名の原告による証言内容は、次のとおりです。

(1) Mさん（尋問担当弁護士：丸山幸司、川口智也）

この日1人目の尋問となったMさんは、昭和16年に山木屋で生まれ、以来ずっと山木屋で過ごしてきました。Mさんのご家族は、3代にわたって農家を営んできました。Mさんの祖父と父は、それぞれ田んぼの排水技術を山木屋に紹介したり稲の品種改良に尽力したりするなど、山木屋の農業の発展に貢献してきました。そんな家族の姿を見て、Mさんも子どものころから農業をやりたいと考えていました。

特にMさんは、20歳ころに馬喰から牛を買ったことをきっかけに、家業として酪農をするようになりました。そこから徐々に乳牛の頭数を増やしていき、昭和40年ころには30頭の乳牛を飼育するようになっていました。

Mさんは、毎日乳牛の世話を見る必要があり、午前5時ころに起きて牛の世話が終わるのは午後8時ころという生活を送っていましたが、その生活は、やりがいがあり楽しいものだったと語りました。Mさんのお宅では、酪農体験の受け入れをしており、1週間の酪農体験に来た小学生の子が、家に帰った後「明日からまた行きたい」と言って、翌日からまた山木屋に来てくれたことが特にMさんの印象に残っているそうです。また、酪農体験以外でも、東京のお祭りに川俣町で出店した際に、東京の人たちと交流ができたことも思い出に残っているそうです。

山木屋の他の多くの農業がそうであったように、Mさん家族の酪農も、「結い」によって支えられていました。他の農家の方と乳牛の飼料の作業を手伝いあったり、タバコ農家が忙しいときにはその手伝いをしたり、Mさんの夫が他

の酪農家での乳牛の出産を手伝うこともあったそうです。

しかし、原発事故は、そのような家業や生活をMさんから奪ってしまったのです。

乳牛は毎日搾乳しないと病気になってしまうのですが、本件事故の直後、停電が起きてしまったため、搾乳機での搾乳ができなくなってしまい、バキュームカーなどを使って家族総出で搾乳をしたときはとても大変でした。本件事故を受けて、Mさんは、放射能の影響により生乳や野菜類を廃棄しなければならなくなってしまい、とてもつらかったと語りました。避難にあたり、乳牛を手放さざるをえなくなり、最後の1匹が連れていかれる時には飼っていた犬が乳牛の足にしがみつき、連れて行かせまいとしていた時には思わず涙がこぼれたと、悲しそうに語りました。

避難指示が解除された後も、酪農を再開することは困難であり、Mさんは、本件事故により家業や酪農によりできた様々な人とのふれあいを失ってしまいました。

また、本件事故は、山木屋という地の自然や、地域のつながりも奪いました。Mさんのお孫さんは、三匹獅子舞で獅子役を務めるはずですが、それもできなくなってしまいました。

本件事故の後、Mさんは、詩集に寄稿し、東京電力への怒りを語っています。その怒りは、今でも変わらないと述べます。

尋問の最後に、Mさんは「裁判官は私にとって、神様の御名代のような人。どうか私たちの声に耳を傾けて、私たちを救ってほしい。公平な判断をお願いします」と語りました。

(2)Nさん(尋問担当弁護士:宮腰直子、高橋寛)

Nさんは、原発事故当時、母、妻、3人の子どもと6人で山木屋で生活をしていました。

Nさんのおじいさんは、山木屋で村長をおこなっていたこともあり、尋問では、山木屋の歴史について詳細に語りました。

祖父、父親、Nさんの全員が山木屋小学校出身であり、明治20年以降、山木屋で生まれ育った人は全員が山木屋小学校の出身であり、原発事故前は、62人おり、山木屋小学校は山木屋の住民にとっては、非常に思い出深く重要な存在であることを語っていました。

しかし、本件原発事故後は、山木屋小学校の生徒は、川俣南小学校の一部を間借りしてそこに通い、避難解除がなされた後、13億円かけ室内プールを作るなど、改装を行いました。山木屋小学校には小学6年生の生徒が5人しか戻っていません。さらに、山木屋小学校に通っている小学生も山木屋地区外からス

クールバスで通学するなど、山木屋に居住し、通う生徒はいなくなっていました。

このように、学び舎が再建されても、汚染されてしまった山木屋に子供を住ませたいと考える親はいないし、小学5年生以下の子供たちもいないことから、山木屋小学校を卒業した子供たちが山木屋の担い手になることは期待ができませんと悔しさを交えてのべていました。

Nさんは山木屋公民館の副館長として、「嗚呼我がふるさと～山木屋地区、震災からの記録～」を荒れていく山木屋の田畑の変わってしまった現実を忘れないために、出版しました。

また、お祭りができないかもしれないという危機感から「山木屋三匹獅子舞の歴史」を出版し、山木屋の野仏を集めた冊子や、家紋に関する冊子を作成するなど、山木屋の歴史、文化、自然風景を後世に残す活動を行っていました。山木屋住民にとって、山木屋の自然、文化はかけがえのないものであることは、裁判官にも伝わったと思います。

Nさんは、山木屋の自宅において、葉タバコ農家として、農業を営んでいました。葉タバコ栽培では、Kさんの子供たちも葉タバコをつるす作業を手伝うなど、いずれ息子たちが自身の農業を継いでくれることを楽しみにしていました。また、山木屋の葉タバコ農家同士で交流をし、情報交換を行うなど、地域ぐるみでの交流も行われていました。しかし、原発事故後、畑は、雑草が生い茂り、除染作業により、表土がはがされ、砂が入れられ無残な姿になってしまい、再開することができない無念を法廷の場で語りました。

また、避難生活中は猫を置いていかなければならない苦しみ、家族の離散、パトロールの仕事を通して見る山木屋の田畑や住宅が荒れていく様子を見ることしかできないつらさ、無念さは胸に刺さるものでした。

(3) Kさん（尋問担当弁護士：鳥海準、若生直樹）

昭和26年に山木屋で生まれたKさんは、一時期を除き、ずっと山木屋で育ちました。Kさんの家は、祖父の代から農家で、祖父や父が大変な苦勞をして農地を拡大してきた歴史があります。尋問の冒頭で、Kさんは、そのような農地が原発事故により使用できなくなったことについて、残念でたまりませんと述べました。

Kさんは、地元の会社で勤務しながら農業も行う、いわゆる兼業農家でした。原発事故後も、3年間は会社勤めを続けました。兼業農家の苦勞として、Kさんは、仕事に行く前や仕事から帰ってきた後、また休日にも農作業をしていたと述べました。

Kさんは、父が亡くなった後、葉タバコから小菊栽培に切り替えました。夕

バコに比べると、小菊は出荷までの作業に手間がかからず、兼業農家には合っていたそうです。Kさんは、山木屋に帰還した後も、小菊栽培を再開することができていません。再開の展望はあるかという弁護士からの質問に対し、Kさんは、再開は考えていないと語りました。小菊栽培に必要なハウスを建てるためには、多額の費用がかかること、補助金制度はあるが、一定の自己資金が必要になること、自身の年齢、事故後に体力の低下などの理由から、農業を再開するには不安が残ると話しました。Kさんは、もともと退職後は小菊栽培に専念しようと考えていましたが、小菊栽培の再開ができない現状では、生活の糧を得る展望はないと語りました。

事故後の避難生活について、Kさんは、ペットを連れて避難したこともあり、借り上げ住宅を転々とせざるを得ず、一緒に避難した妻や母も苦労したと語りました。

Kさんの母は慣れ親しんだ山木屋で生活したいという気持ちが強く、現在は山木屋に帰還しています。他方で、Kさんの妻は、原発事故後に病気を患い、山木屋に帰還することが難しい状況にあります。Kさんは山木屋に帰還した高齢の母の様子をみつつ、山木屋ではない場所にある現在の住まいで病気を患った妻と生活しており、山木屋と現在の住まいとの間を頻繁に移動しています。こうした二重生活ともいえる状況について、Kさんは、家族が分断された状態で、体力的な負担もあると語りました。

また、Kさんは、山木屋の行政区長を務めた経験があったことから、区長の役割や区ごとに行われていた草刈りの様子、山木屋自治会の役割と活動について、詳細に証言しました。Kさんの行政区では、原発事故前の半分の世帯しか帰還しておらず、特に若い世代の方は全く戻っていません。Kさんは山木屋の行政区、自治会、これまで開催されてきた様々な行事を今後も維持していくことは難しいと思うが、これからも頑張っていくしかないと話し、山木屋の自治会や伝統文化などを承継していこうとする決意を述べられました。

原発事故後の山木屋の状況について、山木屋で変わっていないのは星空だけ、家も山も変わってしまったというKさんの言葉が強く印象に残った尋問でした。

3 今後について

今回は、平成30年8月22日（水）に第2陣の期日がありますが、その内容は確定していません。原告団及び弁護士は、裁判所に対し、第1陣判決の不当性をより詳細に明らかにするため、意見陳述を行う必要があることを求めています。そのとおりに進むかどうかは、同年7月4日（水）に実施される新

興協議期日において決定されます。今後の予定が決まりましたら、ご連絡を申し上げます。

原告のみなさんと一緒に、最後まで、訴訟活動を成功させていきたいと考えています。よろしくご協力のほど、お願いいたします。

以 上